

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「企業価値最大化」がコーポレート・ガバナンスの最終的な目標であるという基本的な認識に立ち、法令等の遵守の徹底、株主利益の重視及び経営の透明性確保を基本理念としております。

経営の透明性確保の見地から、企業の社会的責任を果たすべく迅速かつ正確なディスクロージャーに努めております。

事業を拡大していくことで株主をはじめとしたすべてのステークホルダー（利害関係者）に満足してもらうことが最善であるとの考えから、企業価値の最大化に向けて法令等を遵守しながら利潤を追求してまいりますが、社会への還元や環境への配慮も重要なファクターと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ハイビーノ	3,168,520	32.04
日比野 晃久	1,047,100	10.59
ヒビノ従業員持株会	496,058	5.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	366,700	3.71
日比野 宏明	268,860	2.72
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	247,900	2.51
日比野 純子	234,400	2.37
日本生命保険相互会社	208,400	2.11
株式会社みずほ銀行	200,000	2.02
株式会社三菱UFJ銀行	200,000	2.02

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記のほか、自己株式が377千株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水 建成	弁護士											
金子 基宏	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 建成	○	――	長年の弁護士として培われた法律知識と、事業会社の監査役としての経験を有しており、かつ当社との関係において、一般株主と利益相反が生じる恐れのある事由に該当しないことから、独立した立場から当社の経営と企業統治を強化できると判断し、独立役員に指定しております。

金子 基宏	○	過去において、当社のメインバンクの執行役員でありました。	金融機関の執行役員及び事業会社の取締役としての豊富な経験と企業会計及び企業統治に関する高い見識を有しており、かつ当社との関係において、一般株主と利益相反が生じる恐れのある事由に該当しないことから、独立した立場から当社の経営と企業統治を強化できると判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	------------------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役の指名及び報酬等に関する手続きにおいて、公平性、透明性、客観性を高めることにより、コーポレート・ガバナンス体制の充実に図ることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役の選任・解任に関する事項、代表取締役、役付取締役の選定に関する事項、取締役会全体のスキルセットに関する事項、後継者計画に関する事項等について審議し、取締役会に対して答申を行います。

報酬委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役の報酬総額に関する事項、取締役の報酬構成及び目標指標(KPI)に関する事項等について審議し、取締役会に対して答申を行います。

各委員会の委員は、取締役会の決議により選任された5名以内の取締役で構成し、その半数以上を独立社外取締役とします。また、委員長は、各委員会の決議により、独立社外取締役から選定いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

(1) 監査役と会計監査人の連携

監査役は、会計監査人による四半期レビュー・期末監査等の報告会に参加し、内部統制の検証、実査、棚卸の状況、会計監査人が「重要と判断した事項」について報告を受け、意見交換を行っております。

(2) 監査役と内部監査室の連携

監査役は、J-SOXを含む内部監査室の監査計画を確認し、結果等の報告を適宜受け、相互の意見・情報交換を行うことで実効性のある監査役監査を行っております。

(3) 内部監査室と会計監査人の連携

内部監査室は、監査役監査及び会計監査とは独立した監査を実施しつつも、定期的に情報交換を行い、相互連携を進め、監査機能の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
唯木 誠	税理士													
新田 信行	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
唯木 誠	○	——	税務に関する専門知識と、企業会計・企業統治を含む幅広い見識を有しており、かつ当社との関係において、一般株主と利益相反が生じる恐れのある事由に該当しないことから、経営陣からの独立性を保ち経営を監視できると判断し、独立役員に指定しております。
新田 信行	○	過去において、当社のメインバンクの執行役員でありました。	金融機関の執行役員としての豊富な経験と、企業会計及び企業統治に関する知見を有しており、かつ当社との関係において、一般株主と利益相反が生じる恐れのある事由に該当しないことから、経営陣からの独立性を保ち経営を監視できると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

< 社外役員の独立性判断基準 >

当社は、社外取締役及び社外監査役(以下「社外役員」と総称し、社外役員候補者を含む)の独立性を判断する基準を以下のとおり定め、社外役員が次の各項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員が独立性を有する者と判断することとする。

- イ. 現在または過去10年間に於いて、当社及び当社子会社(以下、総称して「当社グループ」という)で業務執行者(注1)に該当する者
- ロ. 現在または過去2年間に於いて、当社グループを主要な取引先(注2)またはその業務執行者に該当する者
- ハ. 現在または過去2年間に於いて、当社グループの主要な取引先(注2)またはその業務執行者に該当する者
- ニ. 現在または過去2年間に於いて、当社グループの主要な借入先(注3)またはその業務執行者に該当する者
- ホ. 現在または過去2年間に於いて、当社の大株主(注4)(当該大株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)または当社グループが大株主である企業等の業務執行者に該当する者
- ヘ. 現在または過去2年間のいずれかの事業年度において、当社グループから役員報酬以外に一定額(注5)の金銭その他の財産得ている弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントに該当する者
- ト. 現在または過去2年間のいずれかの事業年度において、当社グループから一定額(注5)の金銭その他の財産得ている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- チ. 現在または過去2年間のいずれかの事業年度において、当社グループから一定額(注5)の寄付を受領している者または寄付を受領している法人・団体等の業務執行者に該当する者
- リ. 上記イ. からチ. に該当する者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族に該当する者

(注1)「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号の業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人をいう。
 (注2)「主要な取引先」とは、当社グループの販売先または仕入先であって、取引金額が当社グループの連結売上高または相手方の連結売上高2%を超えるものをいう。
 (注3)「主要な借入先」とは、当社グループの借入金残高が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。
 (注4)「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
 (注5)「一定額」とは、1,000万円を超えることをいう。
 (注6)「重要な者」とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

詳細については「報酬の額またはその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2021年3月期における取締役及び監査役の報酬は以下のとおりであります。
 社内取締役の報酬等の総額 7名 223,050千円
 社内監査役の報酬等の総額 1名 12,600千円
 社外役員の報酬等の総額 3名 8,424千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。
 また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

< 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針 >

イ. 取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定については、代表取締役社長に決定権限を一任し、世間水準及び経営内容、社員給与とのバランスを考慮し、株主総会で決議した報酬額の限度内で決定する。

また、基本報酬のみで構成され、業績連動報酬は採用しないが、取締役の年度ごとの基本報酬は、経常利益等の業績を参考にして、その一部について増額または減額が可能なものとする。

取締役の報酬は2005年6月29日開催の第42回定時株主総会での決議により年額300百万円以内(ただし使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない)となっている。なお、取締役は10名以内とする旨を定款に定めている。

ロ. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬及び業績を参考にして年度決算期末後の6月に支給される場合のある臨時報酬とする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定とする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

(1) 社外取締役のサポート体制

社外取締役のサポートは、主にヒビノGMC担当取締役が適宜行っております。取締役会付議事項等について資料を事前に配付し、必要に応じて事前説明を行っております。

(2) 社外監査役のサポート体制

社外監査役のサポートは、主に常勤監査役が適宜行っております。取締役会付議事項等について資料を事前に配付し、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(1) 企業統治の体制の概要

当社は監査役設置会社の体制を採用しております。

当社の取締役会は、取締役9名(うち社外取締役2名)で構成されております。経営方針その他重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。取締役の氏名は、日比野宏明、日比野晃久、野牧幸雄、橋本良一、芋川淳一、久野慎幸、吉松聡、清水建成(社外取締役)、金子基宏(社外取締役)であります。

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じ積極的に意見表明をしております。また、業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務の執行を監査しております。監査役の氏名は、深沢澄男、金子基宏(社外監査役)、唯木誠(社外監査役)であります。

当社は、ヒビノグループの企業活動における健全性の維持、子会社を含めた業務の適正を確保するための体制整備ならびに企業価値の最大化を実現するため、強固な内部管理体制を確立し運営・維持することを目的に内部統制委員会を設置しております。内部統制委員会は、当社の代表取締役社長である日比野晃久を委員長とし、全取締役(日比野宏明、野牧幸雄、橋本良一、芋川淳一、久野慎幸、吉松聡、清水建成)を委員、全監査役(深沢澄男、金子基宏、唯木誠)をオブザーバーとして構成されております。また、内部統制委員会の機能を補完する下部組織として、ヒビノGMC担当取締役である吉松聡を委員長とする、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会及びJ-SOX委員会を設置しております。

当社は、経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化及び業務執行の効率化をより一層図ること、優秀な従業員を執行役員に登用することで経営者の育成を図り、企業活力の向上による持続的な成長と、企業価値の向上を目指すため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は取締役会にて選任され、執行業務が決定されます。任期は1年とし、再任は妨げないものとしております。取締役との兼任を含め、12名(うち取締役常務執行役員4名、上席執行役員1名)の執行役員を任命しております。

(2) 取締役会の活動状況

開催頻度

毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2021年3月期は、14回開催しました。

主な検討事項

経営方針その他の重要事項を決定しております。

個々の役員の出席状況

日比野晃久14回、日比野宏明13回、野牧幸雄14回、橋本良一14回、芋川淳一13回、久野慎幸14回、吉松聡14回、清水建成14回、深沢澄男14回、金子基宏13回、唯木誠14回

(3) 監査役監査の状況

監査役監査の組織、人員について

イ. 組織

当社は監査役制度を採用しており、監査役会設置会社であります。

ロ. 人員

監査役は3名(うち社外監査役2名)で構成されております。

ハ. 監査役の資格経験等

常勤監査役 深沢澄男

資格経験等: 金融機関における国内外での長年の勤務経験及び事業会社の取締役の経験を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。

非常勤監査役(社外) 唯木誠

資格経験等: 税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。

非常勤監査役(社外) 新田信行

資格経験等: 金融機関の長年の勤務経験を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。

監査役及び監査役会の活動状況

イ. 基本方針

コーポレートガバナンス体制を強化する責務を常に意識しつつ、会社の健全かつ持続的な成長に貢献し、企業価値の向上に資することを目的とする。この目的のために、独立、公正、中立の立場で、適法性かつ妥当性の観点から業務監査、会計監査を実施し、積極的かつ能動的に意見表明、建設的提言を行う。

ロ. 常勤及び非常勤監査役の活動状況

各監査役は、監査役会で各年度の状況を踏まえて策定する監査方針及び監査計画に基づき、取締役会、その他重要会議に出席し、経営上の重要事項の説明を受け、意見を表明し、また企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の監視・検証を通じて、取締役の職務の執行の妥当性及び法令、定款に基づき行われているか適法性監査を行っております。

特に常勤監査役は、取締役会に加え、経営会議その他各種の重要会議にも出席することにより、当社及び子会社の重要な報告や必要な情報を収集し、業務及び財産の状況調査を行い、重要な決裁書類を閲覧し、必要に応じて説明を求め、意見を表明しております。

会計監査に関連しては、各監査役は、会計監査人による四半期レビュー・期末監査等の報告会に参加し、内部統制の検証、実査、棚卸の状況、会計監査人が「重要と判断した事項」について報告を受け、意見交換を行っております。さらに、会計監査人の監査報酬の妥当性を検証し、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているか監視・検証を行い、会計監査人監査の方法・結果の相当性について毎年度評価を行い、再任の可否の判断を行っております。

このほか、J-SOXを含む内部監査室の監査計画を確認し、結果等の報告を適宜受け、相互の意見・情報交換を行うことで実効性のある監査役監査を行っております。

ハ．監査役会の運営、開催頻度、個々の監査役の出席状況等

常勤監査役は、これまでの経験を活かし、定常的、日常的に監査を行い、非常勤監査役は常勤監査役から適宜情報提供を受け、それぞれの立場からの監査を行っております。監査役会では十分な審議を行い、必要に応じて代表取締役との意見交換を行い、監査役会の実効性を高めております。

2021年3月期において当社は監査役会を14回開催しております。通常、取締役会後に開催しておりますが、必要に応じて随時開催しております。個々の監査役の出席状況は、次のとおりであります。なお、監査役会の平均所要時間は時々の状況によりますが30～60分であります。

深沢澄男14回、金子基宏13回、唯木誠14回

(4) 内部監査の状況

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室(人員2名)が担当しております。内部監査規程に基づき、年間監査計画を作成し、諸規程の適合性や準拠性だけでなく各業務が合理的・効率的に運営されているか、各種資産の管理・保全が適切に行われているか等を検証しております。

内部監査の結果は、代表取締役社長に報告されるとともに、社長指示に従って被監査部門に対し、改善勧告を行い、改善計画及び改善結果を確認することにより、内部監査の実効性を高めております。

なお、内部監査室は、監査役監査及び会計監査とは独立した監査を実施しつつも、定期的に情報交換を行い、相互連携を進め、監査機能の向上を図っております。

(5) 会計監査の状況

イ．監査法人の名称

東陽監査法人

ロ．継続監査期間

9年間

ハ．業務を執行した公認会計士

浅川 昭久

西村 仁志

二．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、会計士試験合格者等2名、その他3名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定に際して、監査法人として求められる適格性、独立性、信頼性及び監査報酬の妥当性など、総合的な判断により選定しています。また、監査役会は、監査法人の職務遂行状況等を踏まえ、毎年、再任の可否の判断を行っています。

現監査法人は、多数のクライアントを有する監査法人であり、世界的な会計事務所であるCrowe Globalのメンバーファームであります。また、2017年3月に金融庁より公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」を採用しています。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めています。

その結果、会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めています。

(6) 責任限定契約について

当社と清水建成氏及び金子基宏氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役による公正・中立的立場からの経営監督機能に加え、監査役による監査体制の強化・充実に、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保することが当社にとって最適であると判断し、監査役設置会社の体制を採用しております。

監査役会は、3名の監査役のうち2名を社外監査役とすることで、監督機能の独立性を高めております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの最終的な目標である「企業価値最大化」に向け、法令等の遵守の徹底、株主利益の重視及び経営の透明性確保という基本理念を遂行する体制として、現在の体制を採用・構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて開催しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版(狭義の招集通知)を作成し、当社ホームページ及び東京証券取引所のホームページに掲載しております。
その他	株主総会招集通知を、招集通知発送前に当社ホームページ及び東京証券取引所のホームページに掲載しております(2021年6月1日公表)。 また、定時株主総会では、報告事項等に映像を活用し、わかりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	例年、第2四半期決算及び期末決算発表後に決算説明会を開催しておりますが、2021年3月期は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を見合わせました。 その他、アナリスト・機関投資家向けに、決算発表後に個別訪問、スモールミーティング等を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示書類、有価証券報告書、説明会資料、報告書(IR REPORT)、財務データ及び株主総会招集通知等を掲載しております。 URL http://www.hibino.co.jp/gmc/ir_top.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	ヒビノGMC経営企画グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ヒビノグループ行動規範
環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナブルポリシーを定め、当社ホームページに掲載しております。 主な社会貢献活動の内容を当社ホームページに公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ヒビノグループ行動規範において、会社情報の適切な管理を行うとともに、株主をはじめとする投資家等に会社情報の適正な開示を行うことを定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

< 内部統制システムの基本方針 >

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及び子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業倫理に適うよう「ヒビノグループ行動規範」を定め、当社グループの全役職員に周知徹底する。

ロ. 全取締役で構成され、全監査役をオブザーバーとする内部統制委員会を設置し、その傘下にヒビノGMC担当取締役を委員長とし、事業部長、子会社社長等が委員として参加することにより当社グループ全体をカバーする、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会及びJ-SOX委員会を配して状況を適時確認し、問題解決を図る。

ハ. コンプライアンス担当役員を配置するとともに、当社及び当社子会社の役職員に対しコンプライアンスに関する研修を実施する等、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

ニ. グループ内部通報制度を適切に運用し、ヘルプラインを通じて当社及び当社子会社の不正行為等の早期発見及び是正を図るとともに通報者を保護する。

ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもち、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告等、取締役の職務の執行に係る情報に関しては、「文書取扱規程」の定めにより適切に文書の作成、保存及び廃棄を行う。また「機密文書取扱規程」の適切な運用により、機密情報の漏洩を防止する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 各Div.長は自部門における事業上のリスク、各子会社社長は自社の事業上のリスクの把握・評価を行い、規程に定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

ロ. 上記(1)ロ.のヒビノGMC担当取締役を委員長とした当社グループ全体をカバーするリスク管理委員会を設置し、傘下の各実行委員会(安全管理委員会・防災管理委員会・交通安全管理委員会・衛生委員会)における活動を通じてリスク管理の徹底を図る。

ハ. 大規模災害やパンデミック等、当社グループに重大な影響を及ぼす事態の発生を想定し、グループ全体の事業継続計画を策定することにより、危機管理体制を整備する。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 事業部(Div.)制の採用及び各子会社を担当事業部の管轄下に置くことにより、機動的な事業運営と資本効率の向上を図り、当社及び子会社それぞれ「職務権限表」により、権限と責任を明確化することによって、意思決定の迅速化を図る。

ロ. 当社グループ全体の中期経営計画及び年度予算を策定するとともに、各部門及び子会社が達成すべき目標を明確化し、月次、四半期、年間での業績管理を行う。また取締役については、報酬の一部に業績に連動した報酬を導入する。

ハ. 全取締役、子会社社長等をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、業務の進捗状況の報告、重要事項の議論を行い、当社グループ全体の迅速な意思形成と、業務の遂行を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 上記(1)(3)(4)の体制構築に加え、子会社管理の担当部署を置き、「関係会社管理規程」により、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う体制を構築する。

ロ. 子会社社長等は、定期的に開催される当社の経営会議等において、自社の財政状態及び経営成績、その他重要事項の報告を行う。

ハ. 内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長及び監査役に報告する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役の要請に応じ、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置する。

ロ. 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得る。

ハ. 監査役の職務を補助する使用人が当該補助業務の期間中は、監査役の指揮命令に従う。

(7) 当社及び子会社の取締役、使用人が当社監査役に報告するための体制並びに当社及び子会社の取締役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

イ. 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、当社及び子会社の重要な報告や必要な情報を収集する。また取締役、子会社社長は担当する部門、子会社の状況及びリスク管理体制等について適時監査役に報告する。

ロ. 当社及び子会社の役職員は、会社に重大な損失を与える事項が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、当社グループ役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

ハ. グループ内部通報制度によって、当社及び子会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者が、ヘルプラインを通じ、当社の監査役に対しても報告または相談できる体制を設けるとともに、当該報告を行ったことを理由として通報者に対して不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(8) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と会合をもち、また内部監査室と緊密な連携をとることにより適切な意思疎通を図り、実効性のある監査を遂行する。

ロ. 取締役会は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役会が必要と認めた場合は、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることができる環境を整備する。

ハ. 監査役会は、職務遂行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上でき、緊急または臨時に支出した費用については事後、会社に償還を請求することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもち、毅然とした態度で臨

みます。また、いかなる不法不当な要求行為に対しても断固拒絶します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 反社会的行為への関与の禁止をヒビノグループ行動規範に定めるとともに、内部統制システムの基本方針に明文化し、当社グループの全役職員に周知徹底しております。

(2) 不当要求防止責任者をヒビノGMC総務グループ総務課及び各事業部(Div.)業務課に配置しております。

(3) 当社は特暴連(社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会)に加入し、日頃から情報収集に努めるとともに、所轄警察署、顧問弁護士等外部機関と連携をとり、反社会的勢力に対処することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、ヒビノグループ行動規範において、会社情報の適切な管理を行うとともに、株主をはじめとする投資家等の皆様に会社情報の適正な開示を行うことを定めております。金融商品取引法等の諸法令及び株式会社東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に則り、迅速、正確かつ公平な情報開示を適時開示情報伝達システム(TDnet)により行います。なお、適時開示等規則に該当しない会社情報であっても、株主、投資家及びその他利害関係者に有用と判断される情報については、積極的に開示を行います。

2. 適時開示業務を執行する体制

(1) 開示担当組織

当社は、代表取締役副社長を情報取扱責任者、ヒビノGMC経営企画グループを開示担当部署としております。また、当社各部署及び各子会社に情報

管理担当者を設置し、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分にされる体制を整備しております。

(2) 適時開示手続き

情報収集プロセス

当社及び子会社における重要事実(決定事実、発生事実、決算情報等)は、当該重要事実の所管部署の情報管理担当者より開示担当部署であるヒビノGMC経営企画グループに報告されます。開示担当部署は、情報の収集と管理を行い、情報取扱責任者である代表取締役副社長に情報を集約します。

分析・判断プロセス

適時開示対象となる情報が否かの判断は、重要事実(決定事実、発生事実、決算情報等)ごとに情報取扱責任者が決定します。公表が必要と判断した場合は、情報取扱責任者を中心に、開示担当部署、その他関係部署と関連法令、適時開示等規則等を遵守の上、開示内容、開示時期等について協議し、開示資料を作成します。また、適宜、東京証券取引所へ事前照会を行い、会計監査人や顧問弁護士等の外部専門家に意見を求めるなど、正確、明瞭かつ投資判断として十分な情報が記載されているか確認します。

公表プロセス

当該開示資料は、その内容により取締役会または代表取締役社長の承認を得た後、適時開示情報伝達システム(TDnet)に登録して開示を行います。また、証券取引所に開示する情報については、速やかに当社ホームページにも掲載します。

(3) 適時開示手続きに関連する他の社内手続き

当社は、「インサイダー取引防止に関する規程」において、当社及び子会社の役員及び従業員等が職務上知った当社グループ及び取引先の重要情報の管理並びに株券等の売買等に関する行動基準について定めており、重要情報の適切な管理とインサイダー取引の未然防止を図っております。

(4) 適時開示のモニタリング体制

監査役は、「監査役監査規程」及び「内部統制システムの監査役監査規程」に基づき、取締役及び取締役会から独立した機関として、会社の重要な情報の適時開示、IRその他の開示に係る体制の有効性についてモニタリングしております。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社全部門及び関係会社に対する業務監査を通して適時開示体制に係るモニタリングを行っております。

